

行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則

昭和61年3月27日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、市が行う物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負及び工事に付帯するその他の契約を除く。以下「物品等供給契約」という。）の競争入札に参加する者の資格、審査及び基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加できない者)

第2条 物品等供給契約の競争入札に参加することができない者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの
- (2) 国税、県税、市税、国民健康保険税、使用料、手数料及び住宅新築資金等貸付金を滞納している者
- (3) 経営の状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (5) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は役員が暴力団員である法人

(申請書の提出)

第3条 物品等供給契約の競争入札に参加するのに必要な資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出の時期、方法その他申請書の提出について必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により公告された申請書の提出の時期を経過した後においても申請書を提出させることができる。

(申請書の添付書類)

第4条 申請者は、申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
- (2) 営業経歴書
- (3) 納税証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(資格の決定及び通知並びに有資格者名簿)

第5条 市長は、物品等供給契約の競争入札参加者の資格を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、当該資格を決定した者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成するものとする。この場合において、第3条第3項の規定による申請者に対しては、有資格者名簿に追加して記載するものとする。

- 2 有資格者名簿の有効期間は、当該有資格者名簿作成の日から2年間とする。ただし、有資格者名簿のうち前項後段の規定により追加して記載された者に係る部分の有効期間は、当該追加記載された日から当該追加して記載された有資格者名簿の有効期限までとする。

(指名基準)

第6条 市長は、物品等供給契約を指名競争入札に付するときは、前条の有資格者名簿のうちから指名しなければならない。

- 2 前項の規定によりがたい場合の指名の基準その他指名に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 前2項の規定は、一般競争入札に参加させる者を確認する場合及び随意契約の相手方を選定する場合について準用する。

(有資格者名簿の変更等)

第7条 有資格者名簿に記載された者は、住所、商号、代表者氏名及び営業内容に変更があつたときは、速やかに登録申請内容変更届により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、有資格者名簿を訂正するものとする。

(資格の取消)

第8条 市長は、有資格者名簿作成後、当該名簿に記載された者が第2条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当することになったときは、当該資格を取り消し、有資格者名簿から削除するとともに、その旨を当該資格を取り消された者に通知しなければならない。

（情報の公開）

第9条 第3条の規定による申請書、第4条の規定による添付書類及び第5条に規定する有資格者名簿は、原則として公開とする。ただし、これらの内容のうち、身分証明書、納税証明書等の個人のプライバシーとして保護されるべきもの及び法人の営業活動上の利益を害するおそれのあるものは、非公開とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第16号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。